

I C Tを活用した教育の推進

国のG I G Aスクール構想を踏まえ、各学校においては、I C Tを積極的に活用し、全ての児童生徒の可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図り、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげていくことが求められる。授業改善を更に推進するためには、本県におけるこれまでの実践とI C Tを最適に組み合わせることや、学習指導要領で学習の基盤となる資質・能力の一つに位置付けられた情報活用能力を、児童生徒の発達の段階に応じて体系的に育成することが重要である。

重点事項

1 1人1台端末の環境を生かした、学びの質を高めるためのI C T活用の推進

- (1) 各教科等の特質に応じ、適切な学習場面においてI C Tを効果的に活用することで、学習活動の一層の充実を図る。
- (2) 情報活用能力に関する児童生徒の実態を把握し、段階的に育成することができるよう、教科等横断的な視点で計画的にI C Tの活用を図る。

2 組織的・計画的に取り組む情報モラル教育の充実

- (1) 教科指導や生徒指導等を通じた計画的な取組となるよう、教育課程の編成等を工夫する。
- (2) 全教職員の共通理解の下で組織的に進めるとともに、家庭や地域と連携して取り組む体制づくりを進める。

3 各学校段階を通じたプログラミング教育の推進

- (1) プログラミング教育が系統的に推進されるよう、児童生徒の発達の段階に応じて取り組む。
- (2) 情報を適切に選択・活用して、問題を発見する力、問題を解決する力、新たな価値の創造に挑む力を各教科等の学びを通じて育成する。

重点事項に関する取組のためのポイント

1 1人1台端末環境を生かした、学びの質を高めるためのI C T活用の推進に向けて

I C Tの特性・強みを生かし、学習活動の一層の充実を図ることが大切である。

1人1台端末の活用による学びの変容

「すぐにでも」「どの教科でも」「誰でも」使える日常的な活用

各教科等の特質に応じた、「主体的・対話的で深い学び」につながる活用

各教科等の学びをつなぎ、社会課題等の解決や児童生徒の夢の実現につなげる活用

I C Tの活用において留意（配慮）すべきことの例

- ・ I C Tの活用自体が目的とならないようにすること
- ・ 児童生徒の発達の段階を踏まえ、デジタルとアナログのそれぞれのよさを適切に組み合わせること
- ・ 児童生徒の目や身体の疲労が増さないよう授業の実施方法を工夫すること

「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善

※各教科等におけるI C Tの活用については、「令和6年度 学校教育の指針」p36～p63を参照

2 組織的・計画的に取り組む情報モラル教育の充実に向けて

児童生徒の実態や発達の段階に応じた体系的な情報モラル教育を推進し、情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方や態度を育成することが大切である。

情報モラル教育の充実に向けて

○実態に応じた指導の充実

- ・児童生徒、家庭にアンケートを実施するなどして、情報モラルに関する実態を把握する。
- ・把握した実態を踏まえ、児童生徒の発達の段階に即した体系的な指導計画を作成し、組織的な指導を推進する。

○児童生徒への指導の工夫

- ・自他の権利の尊重や情報社会での責任ある行動について具体的に考えることができるよう指導の手立てを工夫する。
- ・情報を正しく安全に利用したり、情報機器の使用と健康との関わりを理解したりすることができるよう指導の手立てを工夫する。

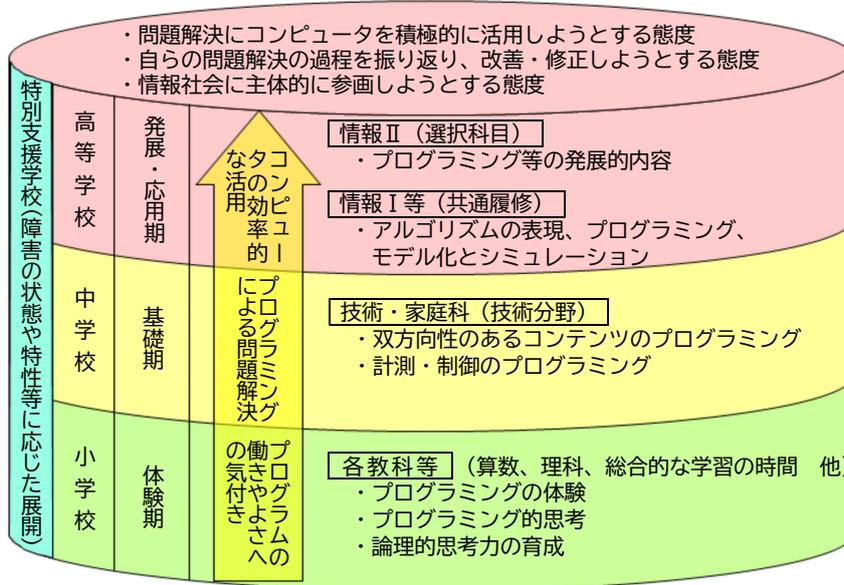
○家庭・地域との連携

- ・学校で行っている情報モラルの指導の内容について、家庭・地域に情報を発信する。
- ・家庭・地域と連携して外部機関による講演会等を実施するなど、最新の情報を共有する。

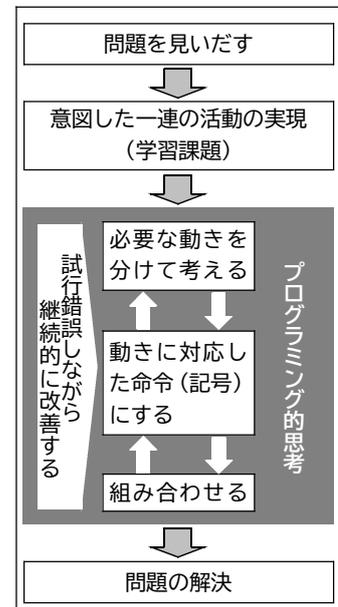
3 各学校段階を通じたプログラミング教育の推進に向けて

児童生徒が情報を主体的に捉え、見いだした情報を活用しながら他者と協働し、新たな価値の創造に挑んでいくために、発達の段階に即してプログラミングの体験等を計画的に取り入れ、プログラミング的思考を育成することが大切である。

プログラミング教育の推進イメージ



プログラミング的思考を働かせるイメージ



○参考資料

- ・「各教科等の指導におけるICTの効果的な活用に関する参考資料」 (文部科学省)
- ・【冊子】「教育の情報化に関する手引(追補版)令和2年6月」 (文部科学省)
- ・【冊子】「小学校プログラミング教育の手引(第三版)令和2年2月」 (文部科学省)
- ・【ウェブサイト】「情報モラル教育ポータルサイト」 (文部科学省)
- ・【ウェブサイト】「小学校を中心としたプログラミング教育ポータル」 (文部科学省)
- ・【ウェブサイト】「StuDX Style」 (文部科学省)
- ・【ウェブサイト】「秋田県プログラミング教育人材バンク」 (秋田県教育委員会)



「ICTの効果的な活用による学校改善支援プラン」
(秋田県教育委員会)

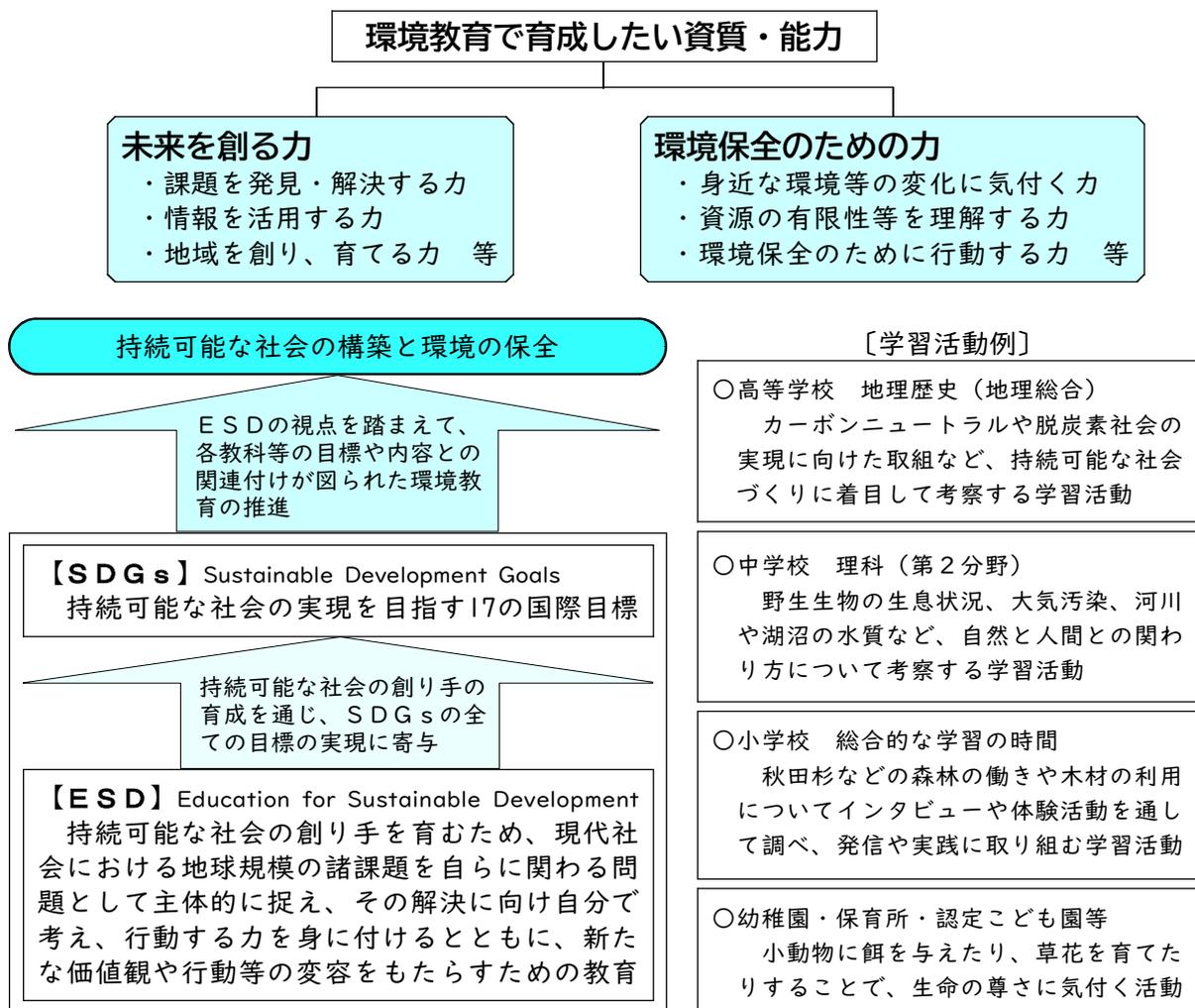
＝持続可能な社会の創り手を育成する環境教育の推進＝

環境教育は、持続可能な社会の構築を目指して、学校（園）や家庭、地域などあらゆる場において行われる、環境の保全に関する教育及び学習である。「第2次秋田県環境教育等に関する行動計画」においては、ESDやSDGsとの関連を踏まえ、環境の保全に向けた意欲の増進、環境教育・環境学習及び各主体の協働による取組の推進を目指している。

本県学校教育においても、環境教育を通じて、人間と環境との関わりについての理解を深め、命や環境を大切にすることを育み、自らの責任ある行動をもって、持続可能な社会づくりに主体的に参加できる幼児児童生徒の育成を目指す。

重点事項

- 1 各教科等を通じて横断的・総合的に取り組む環境教育の推進
- 2 発達の段階に応じた豊かな自然体験活動等の推進
- 3 校種間連携及び家庭、地域、社会教育施設等との連携を図った環境教育の推進



○参考資料

- ・環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針（平成30年6月閣議決定）
- ・第2次秋田県環境教育等に関する行動計画（令和3年3月 秋田県）
- ・環境教育指導資料【幼稚園・小学校編】（平成26年10月 国立教育政策研究所）
- ・環境教育指導資料【中学校編】（平成28年12月 国立教育政策研究所）
- ・ESD（持続可能な開発のための教育）推進の手引（令和3年5月改訂 日本ユネスコ国内委員会）
- ・ユネスコスクールガイドブック（令和4年3月改訂 日本ユネスコ国内委員会）

グローバル社会で活躍できる人材の育成

グローバル化が加速度的に進展する現代の社会では、環境、経済、社会等において、絶えず新たな課題が発生し、地球規模での解決策が求められている。「新秋田元気創造プラン」及び「第3期あきたの教育振興に関する基本計画」では、このような予測困難な時代においても活躍できる人材の育成を目指している。こうした人材を育成するために、「ふるさとの理解を通じたアイデンティティの確立」「多様な価値観をもつ人々との共生」「他者と協働し課題を解決する力」「新たな価値を創造する力」「英語コミュニケーション能力」等を、本県の他の教育課題等との関連を図りながら育成していくことが必要である。

重点事項

1 ふるさとや異文化に対する理解の促進

(1) 日本やふるさと秋田の理解の促進

日本及び秋田の歴史や伝統、文化等について理解を深めるとともに、日本人としてのアイデンティティを確立し、コミュニティ全体のウェルビーイングを考え行動できる資質・能力を育成する。

(2) 異文化に対する理解の促進

諸外国の文化や伝統、社会情勢等の理解を通じて、国際的視野を広げ、多様性を尊重するとともに、国際平和に寄与しようとする態度を育成する。

2 課題解決に向けて行動できる資質・能力の育成

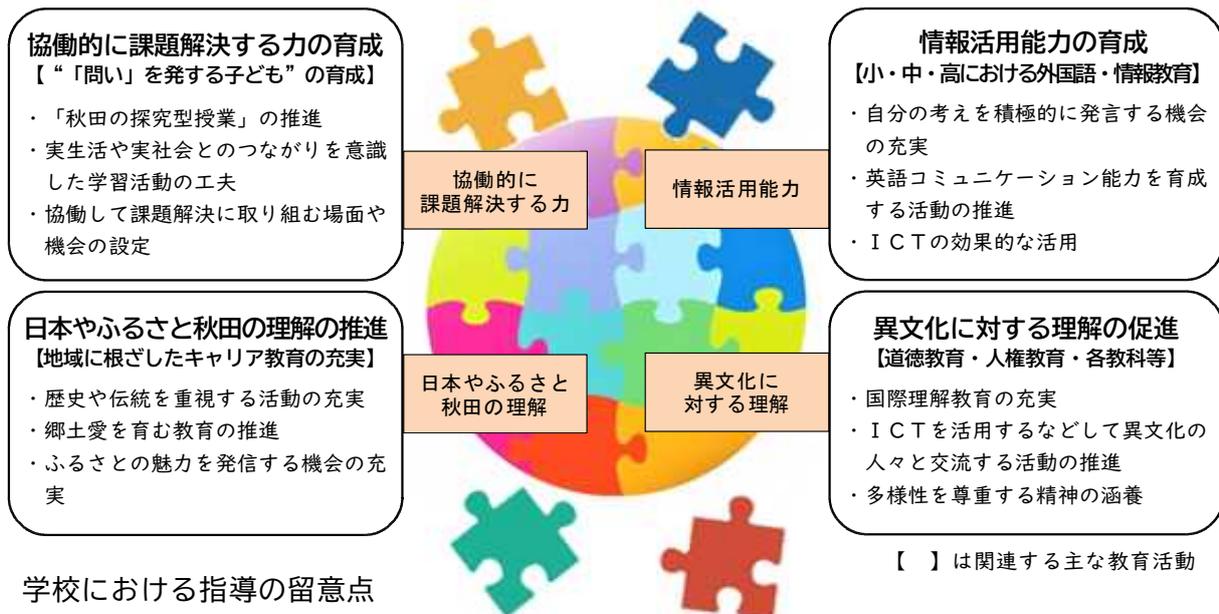
(1) 協働的に課題解決する資質・能力の育成

基礎的・基本的な知識及び技能の習得を図るとともに、他者との関わりを通して、現代社会が抱える課題への最適解を導くために、主体的に思考し行動する資質・能力を育成する。

(2) 情報活用能力の育成

多面的・多角的に物事を見る力を育成しながら、英語を使用したりICT等を活用したりして自分の考えや必要な情報を相手に分かりやすく伝える資質・能力を育成する。

グローバル社会で活躍できる人材



学校における指導の留意点

グローバル社会で活躍するために必要とされる資質・能力の育成については、自校の児童生徒の実態を踏まえながら、外国語活動や外国語（英語）に限定することなく、全ての教育活動を通して意図的・継続的に行うことが大切である。

特別支援教育

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

また、特別支援教育は、かつての特殊教育の対象の障害だけでなく、知的発達遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校（園）において実施されるものである。

共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進により通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場において、その時点での教育的ニーズに最も的確に応える指導・支援に努める必要がある。

重点事項

1 一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援の充実

- (1) 家庭や関係機関との連携に基づく個別の教育支援計画の作成と、確実な活用・引継ぎによる一貫した支援や合理的配慮の提供
- (2) 的確な実態把握に基づく個別の指導計画の作成・活用、校（園）内及び校種間での確実な引継ぎによる適切で一貫した指導・支援の実施
- (3) 各教科・科目等において生じる個々の学習上の困難さの理解と、それに応じた指導内容や指導方法の工夫、意図の明確化
- (4) 障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえた自立活動の指導の改善・充実と効果的なICT活用

2 学習指導要領を踏まえた教育課程の編成と実施

- (1) 通級による指導における特別の教育課程の全教職員の理解と、児童生徒の実態に応じた編成・実施、各教科・科目等との関連による効果的な指導
- (2) 特別支援学級における特別の教育課程の全教職員の理解と、児童生徒や学級の実態に応じた編成・実施、編成理由の明確化
- (3) 特別支援学校における地域の資源や教育力を生かした特色ある教育課程の編成・実施と全教職員の参画
- (4) 通常の学級と特別支援学級・特別支援学校における組織的・計画的な交流及び共同学習の充実と障害理解授業の推進

3 管理職のリーダーシップによる校（園）内支援体制の機能強化と全教職員の理解・取組

- (1) 各学校（園）の運営計画への特別支援教育の推進の明確な位置付けと全教職員の理解
- (2) 特別支援教育の年間計画に基づく特別支援教育コーディネーターを核とした組織的な取組と、年間計画の評価・改善
- (3) 関係機関との連携の推進と秋田県教職キャリア指標に基づく校（園）内研修の工夫

重点事項のキーワード

合理的配慮

合理的配慮は、障害のある幼児児童生徒が十分に教育を受けられるよう、状況に応じて個別に必要なとされるものであり、学校の設置者及び学校が必要かつ適切な変更・調整を行うことである。合理的配慮の検討は、学校の設置者及び学校と本人・保護者により、可能な限り合意形成を図りながら行い、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて、基礎的環境整備を基に個別に決定し、提供される。

〔合理的配慮の例〕

- ・移動等に困難がある場合（トイレに近い教室の使用、緊急時用の車椅子設置）
- ・病気への配慮が必要な場合（ソファやカーテン等の設置、室温や湿度調整のエアコン設置）
- ・聴覚過敏への配慮が必要な場合（机や椅子への音消し用のテニスボールの装着） 等

※関係条例 「秋田県障害者への理解の促進及び差別の解消の推進に関する条例（平成31年4月1日施行）」

「秋田県手話言語、点字等の普及等による円滑な意思疎通の促進に関する条例（平成29年4月1日施行）」



合理的配慮は、本人の申し出により提供されるものである。そのため、将来の自立した生活を見据えて、自立活動の指導において、必要な支援を自ら周囲に依頼することができる態度や習慣を養う視点が大切となる。

自立活動

障害のある幼児児童生徒は、その障害によって、日常生活や学習場面において様々なつまづきや困難が生じやすい。各教科等の指導を効果的に進めるためには、個々の実態に応じた指導内容での自立活動の実施が必要となる。自立活動の目標は、個々の幼児児童生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な力を養い、心身の調和的発達の基盤を培うものとなっている。自立活動の内容は、個々の幼児児童生徒の実態に応じて必要な項目を選定して取り扱うものであることに十分留意する必要がある。

個々の学習上の困難さ

全ての教科・科目等において、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導や支援ができるよう、障害種別の指導の工夫のみならず、各教科・科目等の学びの過程において生じる個々の困難さに応じた指導の工夫の意図や手立てを明確にすることが重要である。この考え方の背景や個々への配慮の例については、各教科等の学習指導要領解説に示されている。

〔通常の学級における実践例〕 ※通常の学級実践研修より

興味・関心に偏りがあり、言葉だけの指示では注意が逸れてしまう児童が在籍している学級の実践である。前時を振り返る活動において、大型画面を用い友達の発表内容に吹き出しを付けて指し示しながら説明したところ、下を向いていた児童は画面への注目が持続し、友達の考えを理解した。学級全員への指導としても、個への配慮としても有効な手立てであった。



小学校生活科の実践

交流及び共同学習

障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒と一緒に参加する活動は、相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面がある。交流及び共同学習は、このように両方の側面が一体としてあることをより明確に表したものであることを踏まえた上で計画・実施する必要がある。

〔交流及び共同学習の主な形態〕

○学校間における交流及び共同学習

※心のバリアフリー推進モデル地区における障害理解の推進事業より

- ・ 両校（大仙市立内小友小学校と大曲支援学校）での年間計画の作成
- ・ 各学年での交流活動（年2回、学年ごとに各教科等の学習を実施）
- ・ PTA授業参観日における障害理解授業の実施（ボッチャ体験、交流会の事後学習等）



モデル校における交流活動

○居住地校における交流及び共同学習

○地域の人々との交流及び共同学習

○小・中学校等における通常の学級と特別支援学級との交流及び共同学習

○参考資料

- ・ 秋田県特別支援教育校内支援体制ガイドライン（四訂版）（令和6年3月 秋田県教育委員会）
- ・ 令和6年度 特別支援教育の研修・相談案内（令和6年3月 秋田県教育委員会）
- ・ 障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～（令和3年6月 文部科学省）

人権教育

人権教育は、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動である。乳幼児期からの発達の段階を踏まえ、教育活動全体を通じて自他の人権を守ろうとする意識・意欲・態度の向上を図り、多様性に満ちた社会をつくる一員としての実践力や行動力を育成することを目指している。

重点事項

1 教育活動全体を通じた人権教育の充実

- (1) 各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習（探究）の時間及び特別活動の指導内容を人権教育の視点から検討し、教育活動全体に人権教育を適切に位置付ける。
- (2) 学校（園）や地域の実態及び課題の状況等を十分に把握し、日常的な点検や評価に基づく改善を図りながら、全校体制での取組を推進する。

2 人権問題の解決に向け実践する態度につながる取組の推進

- (1) いじめ問題を人権問題の重要な柱として位置付け、様々な人権問題の正しい知識や認識の基礎を培い、その解決に向けた意識・意欲・態度の育成を図る。
- (2) 互いの個性や価値観の違いを認め、日常生活の中で行動に表すことのできる実践的な態度の育成を図る。 ※秋田県いじめ防止対策推進条例参照

3 学校（園）、家庭、地域、関係機関の連携

- (1) 幼児児童生徒の発達の段階を踏まえ、人権教育を系統的・計画的に推進するための学校（園）間・校種間の連携に努める。
- (2) 日常的・継続的な家庭との連携を強化するとともに、地域、関係機関との連携を図りながら、個々の課題を踏まえたきめ細かな指導に努める。

人権教育の目標

- 人権の意義・内容や重要性について理解する
- 自分の大切さとともに、他者の大切さを認める
- 具体的な態度や行動に現れるようにする

自他の人権を守ろうとする意識・意欲・態度の向上

知識的側面

- 自由、責任、正義、個人の尊厳、権利、義務等の諸概念の知識
- 自他の人権を擁護し、人権侵害を予防、解決するための実践的知識
- 法に関する知識（日本国憲法、児童の権利に関する条約等）等

価値的・態度的側面

- 人間の尊厳の尊重
- 自他の人権の尊重
- 多様性に対する肯定的評価
- 責任感
- 正義や自由の実現のために活動しようとする意欲 等

技能的側面

- コミュニケーション技能
- 合理的・分析的に思考する技能
- 相違を認めて受容できるための諸技能
- 協力的・建設的に問題解決に取り組む技能 等

人権が尊重される教育の場としての学校（園）・学級

人権教育の取組を推進する体制づくり

- 1 自校の人権教育の目標の策定
- 2 校内推進組織の確立
- 3 全体計画・年間指導計画の策定（計画的・継続的・段階的指導、学校いじめ防止基本方針等との関連）

人権感覚を育成する指導方法の工夫

- 1 人権教育の効果的な実践（ねらい、視点、配慮の位置付け）
- 2 効果的な学習教材の選定、開発
- 3 幼児児童生徒の自主性の尊重と多様で体験的な活動の実施

学校（園）間・校種間の連携

- ・校種間の連携の促進による系統的・継続的な人権教育の実施
- ・校種を超えた授業（保育）研究、発達の段階を踏まえたカリキュラムの研究 等

自他の大切さを認めることができる環境づくり

- 1 人権教育に関する物的・心理的な環境整備
- 2 望ましい集団づくり
- 3 一人一人が大切にされる授業（保育）

家庭、地域、関係機関との連携

- ・家庭や地域との連携、関係機関への訪問による人権感覚の育成
- ・学校（園）公開と取組の公表
- ・子どもと保護者が共同で取り組む活動の実施 等

研修の充実（教職員の人権感覚の育成）

- 1 人権尊重の理念の理解・体得
- 2 各教科等の実践的指導力の向上

多様性に満ちた社会づくりの推進

あらゆる差別の解消や多様な文化及び価値観の尊重を目指し、互いに支え合う社会づくりを推進する。また、無意識の思い込みや理解不足をなくし、幼児児童生徒や教職員等が、自らの行為が差別等となっていないかを考えることができるようにする。

子どもに関わること	性別に関わること	その他
<ul style="list-style-type: none"> ○子どもの人権が保障されているという前提の理解 ○子ども一人一人の人格の尊重と人権への配慮 ○子どもの意見の尊重 <ul style="list-style-type: none"> ・意見表明及び社会的活動への参画機会の確保 ・意見が適切に反映される環境の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○男女共同参画社会の実現 <ul style="list-style-type: none"> ・男女相互の人権尊重 ・誰もが個性や能力を発揮し活躍できる環境の整備 ・偏見をもたせない教育の推進 ・言動や慣習の見直し ・幼児児童生徒、保護者及び教職員の望ましい関わり方への認識 ○学校（園）における性的指向・性自認等で困っている幼児児童生徒の存在の認識 <ul style="list-style-type: none"> ・教職員研修等の実施 ・幼児児童生徒の心情を受け止めたきめ細かな対応と信頼関係の構築 ・教職員等間の情報共有 ・関係機関との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○外国人に関するもの <ul style="list-style-type: none"> ・外国人に対する差別や偏見の解消 ・国際理解教育及び外国人の子どもへの教育の保障 ○犯罪被害者やその家族の人権への配慮 ○インターネット上の人権侵害（いじめ等、個人のプライバシーや名誉の侵害、誹謗中傷など）を抑止するための教育の推進 <p>※外国人、いじめ等については、それぞれ「グローバル社会で活躍できる人材の育成（p15）」、「不登校・いじめの未然防止と解消を目指して（p22）」を参照</p>
障害に関わること		
<ul style="list-style-type: none"> ○共生社会の実現 <ul style="list-style-type: none"> ・障害の正しい理解と障害のある人の生活のしづらさ（社会的障壁）の理解 ・「障害理解授業」などの取組の組織的・計画的な推進（特別支援学校のセンター的機能等の活用） 		

拉致問題についての理解の促進

拉致問題は重大な人権侵害である。県関係特定失踪者（北朝鮮当局による拉致の可能性を完全に排除できない失踪者）として5名の方が確認されており、国民の生命と安全に関わることから一日も早い解決が望まれる。そのためには幅広い国民の理解と支持が不可欠であり、学校でも児童生徒が次の点を正しく理解し、解決の重要性を認識できるようにすることが求められている。

- ・拉致被害者とその家族等に対する共感的理解、拉致問題に関する基本的知識と背景の理解
- ・拉致問題は北朝鮮当局による人権侵害であること、北朝鮮の人民や在日朝鮮人の人々には責任がないことへの理解

○参考資料等

・「多様性を考えよう（児童生徒向け副読本）」（令和5年12月 秋田県、秋田県教育委員会）



・「知ってる？障害のこと（小学生用）」、「障害を正しく理解するためのハンドブック（一般用）」（令和6年1月改訂 秋田県）



・「ライフプランニング学習副読本『考えよう ふるさと秋田とわたしの未来（小学生用、中学生用、高校生用）』」（令和6年2月 秋田県、秋田県教育委員会）



・拉致問題に関する学習指導案集（内閣官房拉致問題対策本部）



- ・「秋田県多様性に満ちた社会づくり基本条例」、「多様性に満ちた社会づくりに関する指針」（令和4年4月 秋田県）
- ・「児童の権利に関する条約」（平成元年国連採択、日本は平成6年批准）
- ・「令和5年版人権教育・啓発白書」（令和5年6月 法務省、文部科学省）
- ・「生徒指導提要」（令和4年12月 文部科学省）
- ・「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、幼児児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」（平成28年4月 文部科学省）
- ・北朝鮮による日本人拉致問題啓発アニメDVD「めぐみ」（平成20年3月）、パンフレット「北朝鮮による日本人拉致問題一日も早い帰国実現に向けて！」（令和3年11月）（以上 内閣官房拉致問題対策本部）
- ・映画「めぐみ—引き裂かれた家族の30年」（平成18年制作）、映画「めぐみへの誓い」（令和2年制作）

生徒指導

生徒指導は、児童生徒が自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動である。生徒指導提要では、学校の教育目標を達成する上で重要な機能を果たすとともに、学習指導と並んで重要な意義をもつものと示されている。児童生徒が主体的に多様な他者と協働して課題を解決する機会を設けるなど、自己指導能力の獲得に向けた取組を充実させるため、児童生徒一人一人の個性の発見と、よさや可能性の伸長を図りながら、社会的資質・能力の発達を一層支えていくことが求められる。

重点事項

1 発達支持的生徒指導と課題未然防止教育の充実

(1) 児童生徒一人一人の自己肯定感や自己有用感を育む生徒指導

教職員による居場所づくりや、児童生徒主体による絆づくりができる場や機会を提供することにより、集団の中で自己肯定感や自己有用感を育むことができるよう支援に努める。また、計画的に評価を行い、取組の工夫改善を図る。

(2) 諸課題の未然防止に向けた意図的な教育プログラムの実施

生徒指導上の諸課題を未然に防止するため、全ての児童生徒を対象として、スクールカウンセラー、関係機関等と協力したいじめ防止教育や、情報モラル教育等を年間指導計画に位置付けて、組織的・系統的に実施する。

2 生徒指導体制の確実な構築

(1) 日常の指導の充実と問題行動等への適切な対応

全教職員による共通理解の下、「生徒指導のための共通実践事項」を各学校の実態に即して具体化し、役割を明確化することで、学級担任等による抱え込みを防ぐとともに、いじめや暴力

行為等の問題行動や不登校に対して組織で対応する。

「生徒指導のための共通実践事項」



(2) 教育相談活動の充実・強化

教育相談の機会を計画的に設け、児童生徒を専門的・客観的・共感的に理解するとともに、個々の特性等に応じた発達を支えていくために、全教職員が一体となって取組の充実を図る。

3 学校を中心とした連携・協働のシステムづくり

(1) 家庭、地域社会との円滑な連携

家庭や地域社会との信頼関係の下、学校の教育目標や指導方針等について理解と協力を得るとともに、学校での学びを体験活動や実践活動に結び付けるなど、日常的に連携・協働するネットワークを整備し、顔の見える関係づくりに取り組む。

(2) 関係機関等との連携体制の構築

学校内では対応が難しい事案や緊急を要する事案等は、教職員のほかに地域の多職種の専門家や関係機関を含めたチームで、アセスメントに基づいた役割分担を行うなど、指導・援助の幅や可能性を広げて対応する。

児童生徒の問題行動に対する緊急時の学校の対応について

いじめや暴力行為等の問題行動の中には、事態が長期化した事案や複数校が関係した事案も見られる。学校は、市町村教育委員会と連絡を密にしながら、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用、警察等の関係機関との連携などにより、事態の早期収束や学校機能の正常化を図る必要がある。

①対策本部（委員会）の設置

・役割分担の明確化（対応窓口等）

②事件、事故の正確な情報収集と分析

・ポジションペーパーの作成

（概要を時系列で整理）

・関係校との情報交換、事実の照合

③対応策の立案

・被害児童生徒、保護者等への援助

・加害児童生徒、保護者等への指導・助言

・他の児童生徒、保護者等への説明

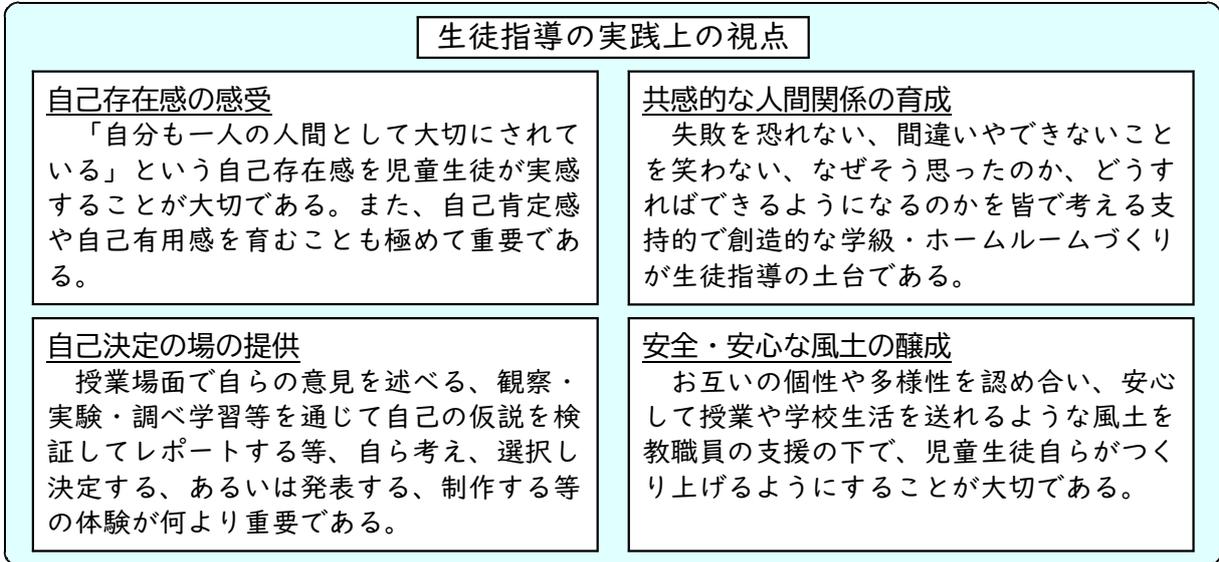
・関係校との指導内容、指導方法の検討 等

④マスコミ対応の準備と実施

・ステートメント（発表文）とQ & Aの作成

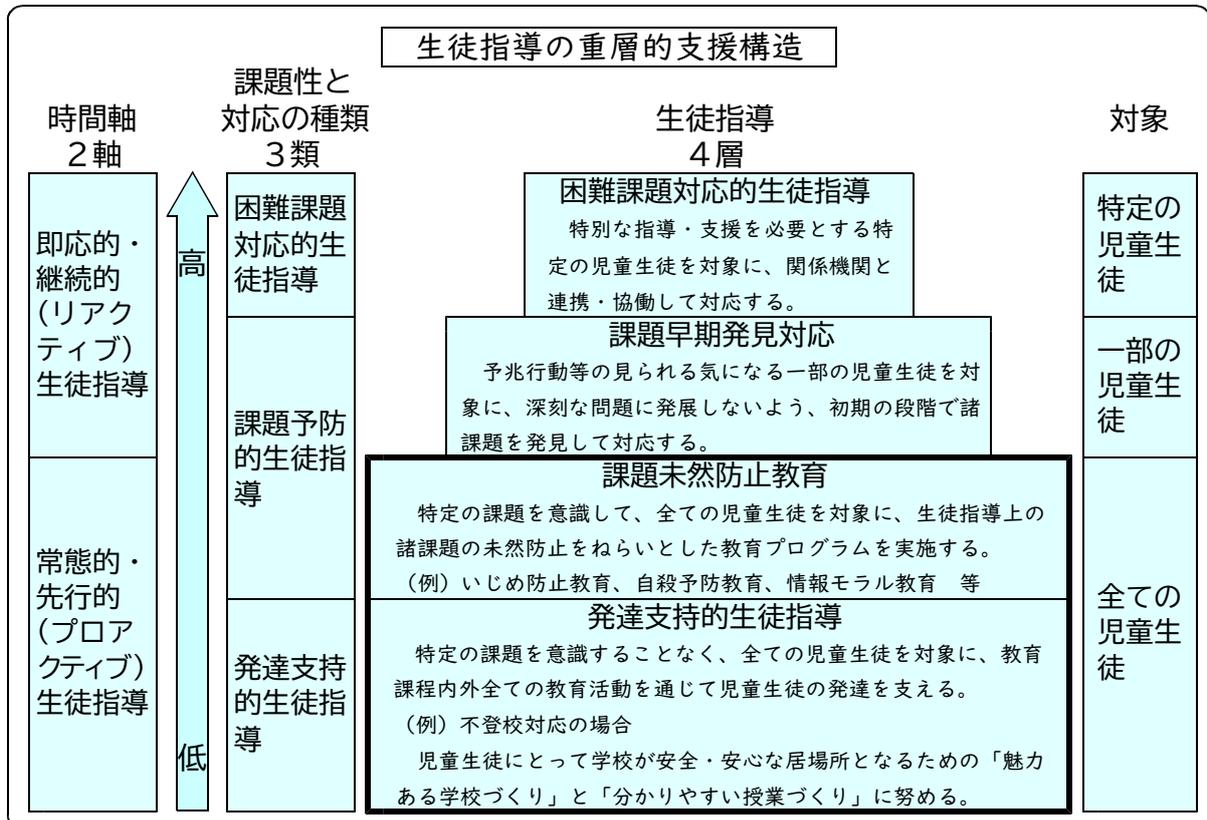
自己指導能力の獲得を支える生徒指導について

生徒指導では、多様な教育活動を通して、児童生徒が主体的に課題に挑戦してみることや多様な他者と協働して創意工夫することの重要性等を実感することが大切である。



生徒指導の重層的支援について

生徒指導は、児童生徒の課題への対応を時間軸や対象、課題性の高低という観点から類別することで、2軸3類4層の重層的支援構造として捉えることができる。生徒指導上の諸課題の発生を未然に防止するため、目前の問題に対応するといった課題解決的な指導だけではなく、発達を支える指導（発達支持的生徒指導、課題未然防止教育）等を積極的に行っていく必要がある。



不登校・いじめの未然防止と解消を目指して

不登校への対応

1 未然防止のための取組の充実

- (1) 発達支持的生徒指導や課題未然防止教育等の発達を支える指導の充実を図るとともに、魅力ある学校づくりを進める。
- (2) 児童生徒が授業で分かる喜びを実感できるように、指導方法や指導体制の工夫改善を図り、学習指導の充実に努める。
- (3) 進学、進級時における校種間、学年間の円滑な接続を図るため、児童生徒の不安解消を目的とした交流活動や関係職員の情報交換等の充実に努める。
- (4) 将来に対する夢や憧れをもち、進路について自己決定することができるよう、系統的なキャリア教育の充実に努める。

2 初期対応の充実（早期発見・即時対応）

- (1) 日常の共感的な触れ合いを通して、児童生徒理解を深め、観察や計画的な教育相談等により、予兆を確実に捉える。
- (2) 予兆が見られた児童生徒について、養護教諭やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の関係職員から情報を収集し、児童生徒理解に基づいた適切な指導・援助に努める。

3 不登校児童生徒への指導・援助の充実

- (1) 対策委員会を中心として、アセスメントを基に指導・援助の計画を立案し、役割分担による組織的・計画的な対応を行う。
- (2) 保護者との信頼関係を築くとともに、教育支援センターやフリースクール等の関係機関と連携・協働して適切な対応に努める。
- (3) 1人1台端末を活用して、自宅や別室と教室をオンラインでつなぎ、学習の機会を確保するとともに、健康状態や気持ちの変化等の把握に努める。
- (4) 不登校の背景には、児童虐待や発達障害、家庭状況（ヤングケアラーの存在も含む）等もあり得ることから、関係機関と連携して適切な指導・援助に努める。

いじめの問題への対応

1 未然防止のための取組の充実

- (1) 児童生徒が主体的に取り組む協働的な活動を通して、自己肯定感や自己有用感を育むことのできる絆づくりの場や機会を提供する。
- (2) 学級活動や道徳科の学習等で、いじめに関わる問題を積極的に取り上げ、いじめ防止に向けた主体的な取組を推進するなどして、いじめを許さない学校風土の醸成に努める。
- (3) 学校いじめ防止基本方針を基に、秋田県いじめ問題対策連絡協議会で作成しているいじめ防止に向けた関連リーフレットを活用するなどして、校内研修の充実を図る。

2 初期対応の充実（早期発見・即時対応）

- (1) 丁寧な日常の観察や定期的な調査、計画的な教育相談、校内外の相談窓口の周知等を行うとともに、家庭や地域社会からも情報を収集して、いじめの積極的な認知に努める。
- (2) いじめを認知した際は、即時に対策委員会を開催して、教職員間の緊密な情報交換や共通理解の下、学校全体で組織的に対応し、解決に努める。
- (3) 被害児童生徒には、安全と安心を取り戻すための継続的なケアを行い、加害児童生徒には、保護者に協力を依頼し、自己の行為の意味を認識させた上で、成長支援につなぐなど、丁寧な指導を行う。
- (4) いじめが解消したと即断せず、継続的な観察と必要な指導・援助に努める。

3 家庭、地域社会、関係機関等との連携

- (1) 年度当初に学校いじめ防止基本方針等を児童生徒及び教職員で共有するとともに、ホームページ等で公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努める。
- (2) P T Aや地域の関係団体等と協議する場を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を進める。

いじめの重大事態への対応について

重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会等に報告するとともに、右の「いじめの重大事態への対応リーフレット（学校向け）『重大事態への備え』」等を参考にしながら、組織的に対応する。



小 学 校

1 発達支持的生徒指導と課題未然防止教育の充実

(1) 児童一人一人の自己肯定感や自己有用感を育む生徒指導

教職員による居場所づくりや児童主体による絆づくりを通して、自己肯定感や自己有用感を育むことができるよう、「生徒指導の実践上の視点」を踏まえた取組に努める。また、PDCAサイクルを機能させ、取組の工夫改善を図る。

(2) 未然防止に向けた意図的・組織的・系統的な教育プログラムの実施

諸課題の未然防止のため、全ての児童を対象にしたいじめ防止教育や情報モラル教育等の教育プログラムを、児童の実態や発達の段階に応じて実施する。

2 生徒指導体制の確実な構築

(1) 日常の指導の充実と問題行動等への適切な対応

全教職員の共通理解の下、生徒指導の共通実践事項を各学校の実態に応じて具体化し、チームによる課題に即した具体的かつ組織的な対応をとることができる指導体制を構築する。

的かつ組織的な対応をとることができる指導体制を構築する。

(2) 児童理解と教育相談活動の充実

日常の共感的な触れ合いの中で、教職員による多角的・多面的な児童理解を深めるとともに、教育相談の機会を計画的に設定し、個々の特性等に応じた指導・援助を行う。

3 学校を中心とした連携・協働のシステムづくり

(1) 家庭、地域社会との円滑な連携

学校の指導方針について家庭と共通理解を図り、体験活動や実践活動を通して児童と地域社会とを結び付けるなど、日常的に連携・協働できるネットワークを整備する。

(2) 関係機関等との連携体制の構築

学校内だけでは対応が難しい課題に対して、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、関係機関と連携して、アセスメントに基づいたチームによる的確な指導・援助を行う。

中 学 校

1 発達支持的生徒指導と課題未然防止教育の充実

(1) 生徒一人一人の自己肯定感や自己有用感を育む生徒指導

教職員による居場所づくりや生徒主体による絆づくりを通して、自己肯定感や自己有用感を育むことができるよう、「生徒指導の実践上の視点」を踏まえた取組に努める。また、PDCAサイクルを機能させ、取組の工夫改善を図る。

(2) 未然防止に向けた意図的・組織的・系統的な教育プログラムの実施

諸課題の未然防止のため、全ての生徒を対象にしたいじめ防止教育や情報モラル教育等の教育プログラムを、生徒の実態や発達の段階に応じて実施する。

的かつ組織的な対応をとることができる指導体制を構築する。

(2) 生徒理解と教育相談活動の充実

日常の共感的な触れ合いの中で、教職員による多角的・多面的な生徒理解を深めるとともに、教育相談の機会を計画的に設定し、個々の特性等に応じた指導・援助を行う。

3 学校を中心とした連携・協働のシステムづくり

(1) 家庭、地域社会との円滑な連携

学校の指導方針について家庭と共通理解を図り、体験活動や実践活動を通して生徒と地域社会とを結び付けるなど、日常的に連携・協働できるネットワークを整備する。

(2) 関係機関等との連携体制の構築

学校内だけでは対応が難しい課題に対して、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、関係機関と連携して、アセスメントに基づいたチームによる的確な指導・援助を行う。

2 生徒指導体制の確実な構築

(1) 日常の指導の充実と問題行動等への適切な対応

全教職員の共通理解の下、生徒指導の共通実践事項を各学校の実態に応じて具体化し、チームによる課題に即した具体的

高等学校

1 発達支持的生徒指導と課題未然防止教育の充実

(1) 生徒一人一人の自己肯定感や自己有用感を育む生徒指導

生徒主体による絆づくりを通して、自己肯定感や自己有用感を育むことができるよう、「生徒指導の実践上の視点」を踏まえた取組に努める。また、PDCAサイクルを機能させ、取組の工夫改善を図る。

(2) 未然防止に向けた意図的・組織的・系統的な教育プログラムの実施

諸課題の未然防止のため、全ての生徒を対象としたいじめ防止教育や情報モラル教育等の教育プログラムを、生徒の実態に応じて実施する。

2 生徒指導体制の確実な構築

(1) 日常の指導の充実と問題行動等への適切な対応

全教職員の共通理解の下、生徒指導の共通実践事項を各学校の実態に応じて具体化し、チームによる課題に即した具体的かつ組織的な対応をとることができる指導体制を構築する。

的かつ組織的な対応をとることができる指導体制を構築する。

(2) 生徒理解と教育相談活動の充実

日常の触れ合いの中で信頼関係を築き共感的に生徒を理解するとともに、生徒一人一人への最適な指導・援助を行えるよう、校務分掌や立場を越えた協力体制を構築して教育相談を推進する。

3 学校を中心とした連携・協働のシステムづくり

(1) 家庭、地域社会との円滑な連携

家庭、地域社会との連携・協力を一層密にし、中学校及び関係機関等と日常的に連携・協働できるネットワークを整備し、組織的に対応する。

(2) 関係機関等との連携体制の構築

複雑化・重層化し対応が難しい課題に対し、家庭や地域社会、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー及び警察等の関係機関と連携・協働してアセスメントに基づいたチームによる的確な指導・援助を行う。

特別支援学校

1 発達支持的生徒指導と課題未然防止教育の充実

(1) 児童生徒一人一人の自己肯定感や自己有用感を育む生徒指導

教職員による居場所づくりや、児童生徒主体による絆づくりを通して、自己肯定感や自己有用感を育むことができるよう、「生徒指導の実践上の視点」を踏まえた取組に努める。また、PDCAサイクルを機能させ、取組の工夫改善を図る。

(2) 未然防止に向けた意図的・組織的・系統的な教育プログラムの実施

諸課題の未然防止のため、全ての児童生徒を対象にしたいじめ防止教育や情報モラル教育等の教育プログラムを、児童生徒の実態や障害特性等に応じて実施する。

体化し、チームによる課題に即した具体的かつ組織的な対応をとることができる指導体制を構築する。

(2) 児童生徒理解と教育相談活動の充実

日常の触れ合いの中で信頼関係を構築し、共感的に児童生徒を理解するとともに、障害特性等を踏まえて適切に指導する。

3 学校を中心とした連携・協働のシステムづくり

(1) 家庭、地域社会との円滑な連携

家庭、地域社会との連携・協力を一層密にし、支援の方針や内容について共通理解を図るとともに、学校での学びを地域社会での体験活動に結び付けるなど、日常的に連携・協働できるネットワークを整備し、組織的に対応する。

(2) 関係機関等との連携体制の構築

日頃から児童相談所や警察等の関係機関と連携・協働して、問題発生時には、アセスメントに基づいたチームによる的確な指導・援助を行う。

2 生徒指導体制の確実な構築

(1) 日常の指導の充実と問題行動等への適切な対応

全教職員の共通理解の下、生徒指導の共通実践事項を各学校の実態に応じて具

道徳教育

道徳教育は学校の教育活動全体を通じて行うものであり、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標としている。道徳教育の一層の改善・充実につながるよう、小・中学校においては、道徳教育の要として「特別の教科 道徳」（道徳科）を位置付けるとともに、「考え、議論する道徳」の授業への質的転換を図っている。また、高等学校においては、小・中学校と同様、校長の方針の下に、道徳教育推進教師等を中心に全教職員が協力して道徳教育を展開している。

道徳教育を進めるに当たっては、学校（園）の各段階における幼児児童生徒が見せる成長発達の様子や実態等を考慮し、それぞれの段階にふさわしい指導の目標を明確にするとともに、全教職員の協力体制によって意図的・計画的に指導していくことが大切である。

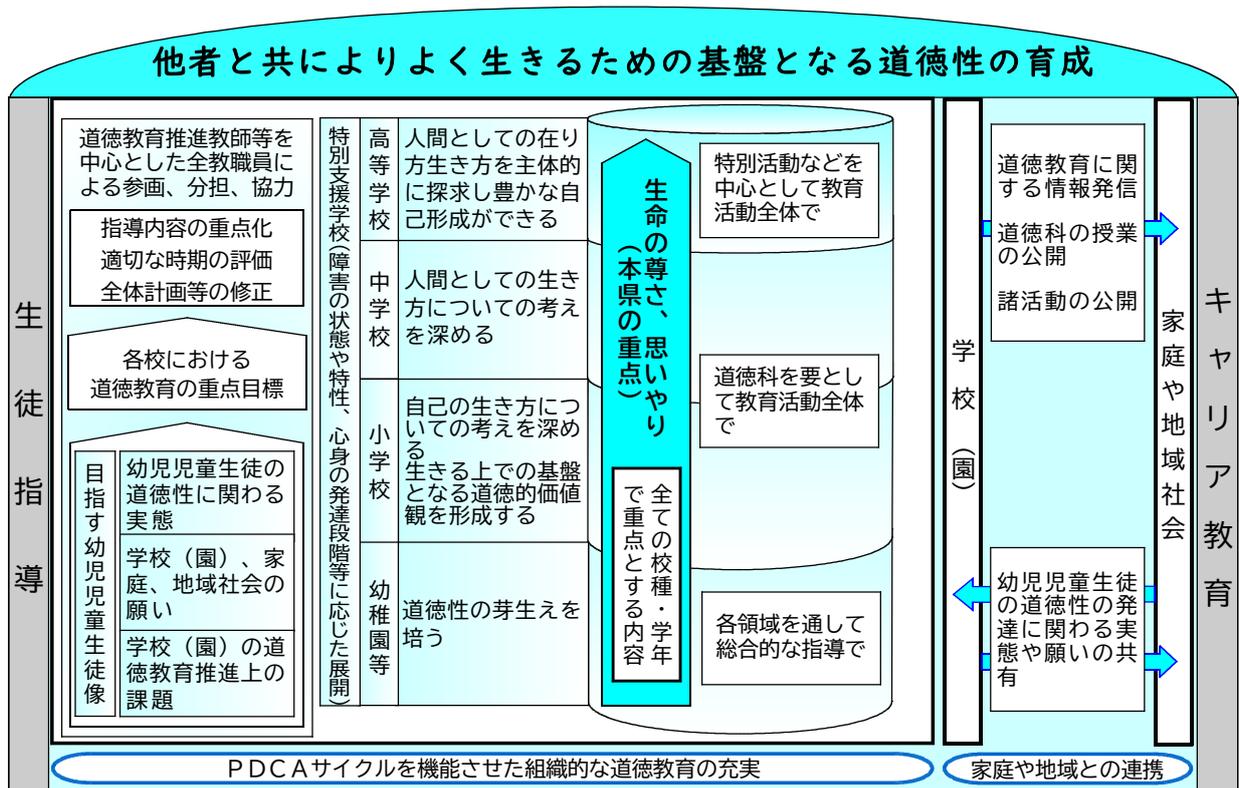
重点事項

1 PDCAサイクルを機能させた組織的な道徳教育の充実

- (1) 目指す幼児児童生徒像を全教職員が共通理解し道徳教育に積極的に関わることができるよう、道徳教育推進教師等を中心とした推進体制を整える。また、道徳教育の推進状況を適切な時期に評価し、必要に応じて全体計画やその別葉等を修正しながら指導に当たる。
- (2) 小・中学校、高等学校及び特別支援学校においては自校や地域の実態や課題、児童生徒の発達の段階や特性に応じて指導内容の重点化を図り、全体計画等を作成するとともに、指導の成果と課題を基に、全体計画等をより実効性のあるものに改善する。
- (3) 人や社会、自然などとの関わりを通して道徳性を育むことができるよう、学校（園）の実情に応じ、様々な体験活動を意図的・計画的に取り入れる。

2 家庭や地域社会との連携の推進

- (1) 道徳教育に関わる情報の発信や道徳科の授業（小・中学校等）、諸活動の積極的な公開により、家庭や地域社会との共通理解を深める。
- (2) 幼児児童生徒の道徳性の発達に関わる実態を共通理解し、学校（園）、家庭、地域社会のそれぞれの願いを交流し合う機会をもつなど、学校（園）の実情に応じて家庭や地域社会と相互連携を図り、一体となって道徳教育を推進する。



防 災 教 育

防災教育は、自分の命は自分で守ることができる幼児児童生徒の育成を目指すとともに、安全で安心な社会づくりに進んで参加し貢献できるような資質・能力を育むことが重要である。防災教育を進めるに当たっては、幼児児童生徒を取り巻く環境の変化等を踏まえ、生活安全、交通安全を含めた学校安全に関する指導の充実が求められる。

重 点 事 項

1 防災教育の充実

- (1) 地域の災害リスクを踏まえた避難訓練の実施及び事前・事後指導の工夫
- (2) 家庭・地域・関係機関等と連携・協働した実践的・実効的な防災教育の実施

2 安全管理の充実

- (1) PDCAサイクルを機能させた学校安全計画及び危機管理マニュアルの見直し
- (2) 防災に関する最新情報の活用と、幼児児童生徒の視点を加えた安全点検の実施

3 組織活動の充実

- (1) 「地域学校安全委員会」等を活用した幼児児童生徒の安全を確保する体制の確立と、学校（園）や地域の実態に応じた、実践的・計画的な教職員研修の実施
- (2) 家庭での実践的な教育機会の創出（災害時の適切な行動についての話し合い等）

各発達段階における防災教育で目指す幼児児童生徒の姿

【幼稚園・保育所・認定こども園等】

- ・日常生活の場面で、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付けることができる。
- ・災害時には、教職員や保護者の指示に従い行動することができる。
- ・危険な状態を見付けたときには、近くの人に伝えることができる。

【小学校】

- (低学年)・安全な行動の大切さが分かり、安全のためのきまり・約束を守ること、身の回りの危険に気付くことができる。
- ・危険な状態を見付けた場合や災害時には、近くの人に速やかに連絡し、指示に従うなどの適切な行動ができる。
- (中学年)・災害安全に関する様々な危険の原因や事故の防止について理解し、危険に気付き自ら安全な行動ができる。
- (高学年)・中学年までに学習した内容を深め、様々な場面で発生する危険を予測し安全な行動ができる。
- ・自分の安全だけでなく、家族などの身近な人々の安全にも気配りができる。

【中学校】

- ・小学校までに学習した内容を更に深め、安全な行動ができる。
- ・防災への日常の備えや応急手当の仕方について理解し、的確な避難行動ができる。
- ・学校、地域の防災や災害時のボランティア活動等の大切さについて理解を深め、参加できる。

【高等学校】

- ・自助、共助、公助の大切さについて一層の理解を深めることができる。
- ・地域社会の一員としての責任ある行動や安全活動への積極的な参加により、安全で安心な社会づくりに貢献することができる。

【特別支援学校】

- ・障害の状態や特性、心身の発達の段階及び学校や地域の実態等に応じて、自ら危険な場所や状況を予測、回避したり、必要な場合には援助を求めたりすることができる。

※障害のある幼児児童生徒への防災教育の内容は、各校種の指導内容に準ずる。一人一人の障害の状態や特性、心身の発達の段階及び学校（園）や地域の実態等に応じて指導する。